

香川県営業時間短縮協力金（第11次）～早期一部支払い制度を設けます（中小企業・個人事業主に限る）～

- 営業時間短縮協力金（第11次）の申請受付（本申請）については、営業時間短縮要請期間が終了後、4月中旬に開始する予定です。
- ただし、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年3月7日（月）から3月21日（月・祝）までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける、要請対象の飲食店の皆様へ、協力金の一部を早期にお支払いする制度を設けます。（大企業は対象となりません。）

香川県内の飲食店 定額 15万円（5日分） （認証店が午後9時までの時短を選択する場合、6日分）

- ### 申請対象
- ※以下の全てを満たす方が対象です。
- ✓ 3月7日～3月21日の時短等要請に全面的にご協力いただける事業者
 - ✓ 第1次～第8次の営業時間短縮協力金の受給実績があること
 - ✓ 第11次の営業時間短縮協力金の本申請を必ず行うこと
 - ✓ 売上高方式で申請すること（売上高減少額方式は選択できません）

早期一部支払い制度の概要

【イメージ】	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	本申請受付
時短要請	4/7～4/20	4/28～5/11	5/12～5/31	6/1～6/14	8/7～8/19	8/20～9/12	8/27～9/12	9/13～9/30	1/21～2/13 1/25～2/13 2/ 2～2/13	2/14～3/6	3/7～3/21	
【対象】 高松市内	14日間	14日間	20日間	14日間	13日間	24日間		18日間	24日間	21日間	15日間 5(6)日分	
【対象】 高松市以外	14日間	14日間	20日間	14日間			17日間	18日間	「7市6町」24日間 「2町」20日間 「1町」12日間	21日間	15日間 5(6)日分	

「第1次～第8次」のいずれかの営業時間短縮協力金の受給実績あり

↑ 早期支払い分

※本申請の際には、これまでの協力金申請と同様の手続きが必要です。本申請を行わない場合、また、要請に全面的に協力していない等の事実が発覚した際には、早期支払い分は返還いただくとともに、違約金の支払いを請求する場合があります。